

令和7年度(2025年度) 固定資産(土地・家屋・償却資産) 課税台帳等の閲覧

固定資産をお持ちの方は、その資産について固定資産課税台帳を閲覧する代わりに、同一の内容が記載されている「名寄帳兼課税台帳」の写しを取得できます。また、土地や家屋を有償で借りている方なども、該当物件について固定資産課税台帳を閲覧する代わりに、「評価証明書」を取得できます。

- 期 日 令和7年(2025年)4月1日(火曜日)から 土曜日・日曜日、祝日を除く
- 時 間 午前8時30分～午後5時
- 場 所 八王子市役所2階 資産税課 ※6月3日からは住民税課(資産税課のならば)になります。
- 手 数 料 200円/1 納税義務者 (ただし、下表の①～④の方は6月2日まで無料となります)
- 対 象 者 下表のとおり (ただし、①～④の方と⑤～⑧の方は、取得できる書類が異なります)

		閲覧を申請できる方	申請に必要なもの
「名寄帳兼課税台帳」の写しを取得できます	①	令和7年(2025年)1月1日現在、八王子市内に固定資産を所有している方	本人確認書類共通 ・マイナンバーカード、運転免許証、保険証など
	②	①の相続人の方	・①の方と②の方との相続関係がわかる書類(コピー可)
	③	① ②から委任されている方	・①②の方からの委任状 ※②の方から委任されている場合は、①の方と②の方との相続関係がわかる書類(コピー可)も必要です
	④	固定資産を処分する権利を持つ方 ・破産法第74条規定の破産管財人、第91条第2項規定の保全管理人 ・会社更生法第30条第2項規定の保全管理人、第42条第1項規定の管財人 ・預金保険法第77条第2項規定の金融整理管財人、第126条の5第1項規定の特定管理を命ずる処分があつた場合における預金保険機構 ・農水産業協同組合貯金保険法第85条第2項規定の管理人 ・保険業法第242条第2項規定の保険管理人 ・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第11条第2項規定の金融整理管財人 ・民事再生法第64条第2項規定の管財人、第79条第2項規定の保全管理人 ・外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第32条第2項規定の承認管財人、第51条第2項規定の保全管理人	・登記事項証明書 ※裁判所が選任したことを示す書類や商業登記簿の登記事項証明書など権利を示す関係書類が必要です
「固定資産評価証明書」を取得できます	⑤	八王子市内の土地や家屋を有償で借りている方	・賃貸借契約書または登記事項証明書(登記簿に賃借権などの権利人として記載されている方)(コピー可)
	⑥	⑤の相続人の方	・⑤の方と⑥の方との相続関係がわかる書類(コピー可) ・⑤の賃貸借契約書または登記事項証明書
	⑦	⑤⑥から委任されている方	・⑤⑥の方からの委任状 ・⑤の賃貸借契約書または登記事項証明書 ※⑥の方から委任されている場合は、さらに、⑤の方と⑥の方との相続関係がわかる書類(コピー可)も必要です
	⑧	所有者(1月2日以降に所有権を得た方)	・登記事項証明書 ・売買契約書

☆ **注意事項** ☆ 委任状などの偽造によるトラブル防止のため、委任された方に確認をとらせていただく場合もありますのでご協力をお願いします。

《問い合わせ先》 八王子市 財政部 資産税課 (庶務担当 TEL042-620-7251)
〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号